

災害時応急工事等の協力に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と千葉市造園緑化協同組合（以下「乙」という。）とは、甲の定めた「千葉市地域防災計画」に基づき地震・風水害等（以下「災害」という。）の発生が予想される場合の甲の管理する公園施設及び街路樹並びに道路・下水道等の公共土木施設の被害の未然防止及び災害が発生した場合の応急措置に係る工事等（以下「災害応急工事等」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市民の安全を確保するため、災害時における民間協力の一環として、甲、乙間における災害応急工事等に関する基本的事項を定め、もって災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害応急工事等を実施する必要があると認められるときは、乙に対し協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定による協定の要請を受けたときは、災害応急工事等に必要の人員、機械等を出動させ、甲に協力するものとする。

（協力体制の整備）

第3条 乙は、前条第1項の規定による協力の要請を受けた場合において、速やかに災害応急工事等に協力できるよう、常に乙の組合員の出動体制及び被害状況に応じた機械類等の供給体制について整備するものとする。

（要請手続）

第4条 甲が、乙に対し第2条第1項の規程に基づき、協力の要請手続をする場合は、千葉市都市局長（以下「局長」という。）が行うものとする。ただし、災害時の状況や緊急を要する場合等により局長が要請できないときは、公園緑地部長又は工事担当課長等が行うものとする。

（費用の負担）

第5条 甲の要請により乙が災害応急工事等を実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額、支払い方法等については、甲、乙協議して別に定めるものとする。

(被害が生じたときの措置)

第6条 災害応急工事等の実施に伴い第三者に被害が生じたときは、甲、乙協議して、その処理解決に当たるものとする。

(災害補償)

第7条 第2条の規定により、災害応急工事等に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときのその者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対する災害補償については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用がない場合は、千葉県消防団員等公務災害補償条例(昭和41年千葉県条例第26号)の例による。

(実施細目)

第8条 この規定に関する実施細目は、甲、乙協議して別に定めるものとする。

(疑義等の協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。
2 前項の期間満了の1月前までに、甲、乙、いずれからもこの協定改定意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし以後この例による。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成23年9月27日